

香川県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年 3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第30号

香川県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則

香川県農業協同組合等検査規則（平成11年香川県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(回答書の提出) 第12条 略 2 前項の回答書には、理事会（<u>経営管理委員を置く組合等</u>にあつては<u>理事会及び経営管理委員会、取締役会を置く組合等</u>にあつては<u>取締役会</u>）の議事録及び監事の意見書を添付しなければならない。</p>	<p>(回答書の提出) 第12条 略 2 前項の回答書には、理事会の議事録及び監事の意見書を添付しなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。